

里道や水路等の改修補助金のご案内

補助事業の概要

横手市では町内会などの団体に対し、法定外公共用財産（里道や水路等）を修繕するために要する経費の一部を補助する事業を行います。

今年度の補助金は、改修工事や重機等機械の賃借料、原材料購入費等の修繕に要する経費の内、**最大30万円**を補助します。

補助の詳細

■補助対象について



◆補助対象団体

法定外公共用財産（里道や水路等）を管理する自治会、町内会等

◆対象工作物

横手市内の法定外公共物（里道や水路等）

◆対象経費

- (1) 重機等機械の賃借料
- (2) 工事請負費
- (3) 原材料購入費



■支援について

◆支援額

- (1) 30万円を上限とし、対象経費（消費税を除く）の2分の1以内
- (2) 千円未満の端数は切り捨て、交付対象金額が2万円未満の場合は対象外

■事業期間について

補助金交付申請受付：令和8年4月15日（水）から令和9年1月29日（金）

完了実績報告書提出：令和9年2月26日（金）まで

※予算の状況により早期に受付終了となる場合があります。



申請の流れ



約2週間

約1か月

※必ず修繕する前に事前相談を行い、交付の申請をお願いします。また、交付決定通知を受けてから修繕に着手してください。

申請に必要な書類

【補助申請】

- ①補助金交付申請書【指定様式】
- ②事業計画書【指定様式】
- ③現況写真

補助金交付決定書は市で交付



【完了実績報告】

- ①実績報告書【指定様式】
- ②完成写真
- ③請求書

法定外公共用財産とは…

道路や用排水路、ため池、沼などの公共物のうち、道路法や河川法、その他の法令などが適用されないものを法定外公共物と呼び、身近なものに、赤道（里道）、青水路（青道）などがあります。法定外公共物は市有財産として市が【財産管理】を行っていますが、【機能管理】については、従来からの慣習により地域に委ねられています。

お問い合わせ先

法定外公共用財産保全活動事業

横手市役所建設部 建設課 用地補償係

☎0182-32-2406

〒013-8502 横手市旭川一丁目3-41

（秋田県平鹿地域振興局2階）